

岐阜県最低賃金は、10月1日から 時間額825円に改正されます！

○ 最低賃金は、パートタイマー・アルバイト・臨時・嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、働くすべての方に適用されます。

賃金が最低賃金額以上になっているか、必ず確認してください。

賃金の引上げを図っていただくため、
生産性向上を支援する助成金など支援制度があります。

支援制度の例 (注：〈 〉内は生産性要件を満たした場合)

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の賃金の最低額を引き上げた場合、設備投資等費用の一部を助成します。

助成対象：事業場内の賃金の最低額が1,000円未満の中小企業・小規模事業者

助成率：7/10 〈3/4〉

(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 〈4/5〉)

上限額

引上げ30円以上 上限額50～100万円

引上げ40円以上 上限額70万円

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合、その人数に応じて助成します。

すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(2%以上増額改定)した場合

1～3人 9万5千円 〈12万円〉

4～6人 19万円 〈24万円〉

7～10人 28万5千円 〈36万円〉

11～100人 1人あたり2万8500円
〈3万6千円〉

(一部の賃金規定等を増額改定した場合については、お問い合わせください。)

※注 各助成金を10月1日以降に申請される場合は、時間額825円からさらに賃金を引き上げる必要があります。

問い合わせ先

支援制度については

岐阜県働き方改革推進支援センター

電話 058-201-5832

最低賃金制度については

岐阜労働局賃金室 電話 058-245-8104